

土海第 463 号  
平成 30 年 8 月 6 日

沖縄防衛局長 殿

沖縄県知事 翁長 雄志



聴聞等変更申出について（回答）

平成 30 年 8 月 3 日付沖防第 4184 号で貴職から申出があったみだしのことについて、聴聞期日の延期を求める理由を確認しましたが、貴局が当該期日に出頭ができない又は困難な「病気その他のやむを得ない理由」には該当せず、貴職の申出を認めることはできません。

本職が聴聞期日として指定した平成 30 年 8 月 9 日は、総務省行政管理局編「逐条解説 行政手続法」（平成 27 年 4 月）171 頁において、聴聞手続について「当該手続を終えるためには一定の期間（通常一週間から 10 日程度）を要する」との記載があること、仲正「行政手続法のすべて」54 頁において「『相当の期間』は一週間から二週間程度であろうか」との記載があること、事業者の属性として対応能力に特に欠けているとは考えられないこと等を踏まえたものであり、「相当な期間」として妥当であると考えております。

なお、聴聞期日後に聴聞を終結するかどうかについては、聴聞期日における審理の状況を勘案し、主宰者において判断することとなります。